

入間市立藤沢中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、いじめの中に犯罪行為として取り扱われるものもある。

本校のいじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての生徒に関係する問題であると認識する。
- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の3点をポイントとする。

- ①いじめの情報は個人で抱えず全て組織で対応する。
- ②いじめ被害を訴えた生徒やその保護者に寄り添う。
 - ・被害生徒が苦痛を訴えていれば、いじめの疑いに該当するととらえる。
 - ・組織としてきちんと確認した上で、生徒や保護者に伝える。
- ③情報を正確に記録する。
 - ・「いつ」「どこで」「誰が（誰に）」「何を」「なぜ」「どのように」など5W1Hに沿って時系列に正確な情報を記録する。

II いじめ問題に対する取組体制（いじめ防止推進委員会）

(1) 「いじめ防止推進委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、各学年主任、さわやか相談員、及び必要に応じてSC参加によるいじめ防止推進委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催し、外部機関とも連携を取る。

(2) いじめ防止推進委員会の役割

	委員会の主な役割	委員会において中心的な役割を果たす者
未然防止	○学校いじめ防止基本方針の策定 ○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行 ○いじめに関する校内研修の計画、実施 ○「いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する道徳科授業」の計画、実施 ○特に配慮が必要な児童生徒へ適切な支援 ○学校評価による検証と基本方針の見直し	→生徒指導主任・教頭 →生徒指導主任・教育相談主任 →生徒指導主任・研修主任（立案・策定） →生徒指導主任・学年主任（立案・策定） →生徒指導主任・学年主任（立案・策定） →教頭・教務主任（立案・実施・まとめ）
早期発見	○いじめに係る情報収集・集約・情報共有 ○学校生活に関するアンケートの実施・集約・分析 ○いじめチェック表での確認 ○いじめチェックシート（保護者）の配布・情報収集 ○スクールカウンセラー、さわやか相談員、教育センター相談員との連携 ○学校便りや保護者会を通じての情報収集・共有	→生徒指導主任・学年主任・学年生徒指導 →教育相談主任・学年教育相談担当 →生徒指導主任 →教育相談担当・相談員・SC →校長・教頭・教育相談主任・教育相談担当・学年主任 →学年主任・担任・学年担当
早期対応	○速やかな対応策の検討、実施 ○加害の子供に対する組織・継続的な観察、指導 ○被害の子供や保護者へのSCを利用するなどの心のケア	→生徒指導主任・学年主任・学年生徒指導 →学年主任・担任・学年担当 →校長・教頭・教育相談主任・学年主任・教育相談担当・担任
重大事態への対処	○市教育委員会への報告と連携 ○被害の子供への緊急避難措置の検討、実施 ○加害の子供への懲戒や出席停止の検討 ○警察への相談・通報や児童相談所等との連絡 ○緊急保護者会の開催検討、実施 ○法第28条に基づく調査を実施するための教育委員会の附属機関との連携	→校長・教頭・生徒指導主任 →校長・教頭・生徒指導主任・学年主任 →校長・教頭・生徒指導主任・学年主任 →校長・教頭・生徒指導主任 →校長・教頭・教務主任・生徒指導主任 →校長・教頭・生徒指導主任・学年主任

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

〈基本方針〉

- ・生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、生徒一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立に努める。
- ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情をはぐくむことができるように努める。
- ・道徳科の授業では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持ち、主体的に考え、防止に向けて行動を起こせるような取組に教育活動全体を通して推進する。
- ・見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。
- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決してゆるさえるものではない。」ことを理解させ、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

①学級づくり

- ・生徒が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平がいきわたる学級経営をする。
- ・一人一人の子供を大切にし、誰もが居場所のある学級づくりをする。

②基本的生活習慣の確立

- ・「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立った、教育活動を推進する。

③わかる授業の実践

- ・ねらいを明確にした授業を実践する。
- ・生徒の言葉でまとめ振り返りの時間の設定をする。

④授業規律の確立

- ・授業規律を確立し、集中して授業を受けさせる。

⑤行事や委員会活動の充実

- ・体育祭、合唱祭、三年生を送る会などの行事や生徒会活動などで、子供たちの主体的な参加による活動を充実し、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

(2) 命や人権を尊重し、豊かな心の育成するための取組

①主体的にいじめ問題を考え、教育活動全体で取り組む道徳科教育の実践

②全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践

③発達段階に応じた計画的な体験学習の実践

- ・就業体験やボランティア体験、福祉体験などの体験活動を行う。

④コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の実践

- ・構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを積極的に取り入れる。

(3) 職員の資質向上のための取り組み（校内研修等）

①授業力向上のための校内研修の実施

②生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する生徒に関する校内研修の実施

(4) 保護者や地域への働きかけ

①いじめ防止を内容とする道徳の授業の公開

②定期的な学校だよりの発行

③PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報提供。

Ⅳ いじめの早期発見のための取組

※別紙 1, 2 参照

〈基本方針〉

- ・ いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。
- ・ 早期発見のためには、日頃から教職員と子供たちそして、保護者との信頼関係を構築することが基本である。
- ・ いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

(1) 日々の観察

- ・ 全職員が「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- ・ 全職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

(2) 心のアンケート及び学校生活アンケートの実施

- ・ 年3回、いじめの発見・悩みの解消に特化したアンケートを実施する。アンケートを分析し、全職員で情報共有した上で、全校体制で迅速な対応を行う。

(3) いじめチェック表の利用

- ・ 学期末のチェック表を活用し、いじめにあった時点から中学校卒業するまで見届ける。

(4) いじめチェックシート（家庭用）の実施 ※資料 1 参照

- ・ いじめチェックシート（家庭用）を配布し家庭と連携して生徒を見守る。

(5) 教育相談体制の充実

- ①日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ②「教育相談週間」を学期毎に設定する。
- ③相談室の利用、電話相談窓口等について、生徒に広く周知する。
- ④保護者に対して、日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
- ⑤家庭訪問や三者相談を行い、家庭との協力体制を構築する。
- ⑥公の相談窓口、相談機関について広報する。

(6) 地域との連携

- ①藤沢地区地域交流研修会や藤沢地区健全育成推進会、藤沢 APOC など、地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域における「子供の見守り活動」を積極的に行う。
- ②学校応援団との連携を図る。

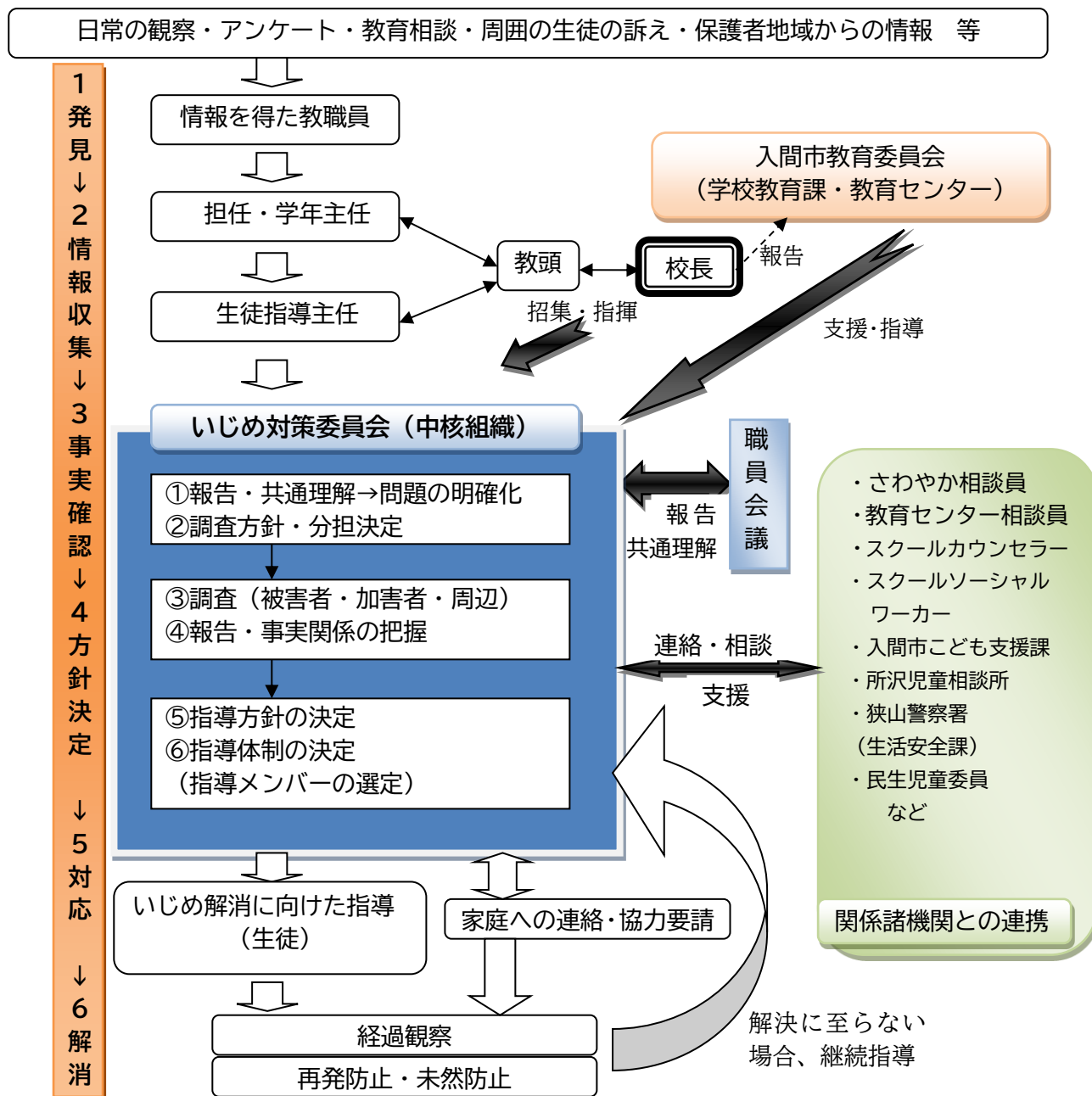
Ⅴ いじめへの対応

〈基本方針〉

- ・ いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 被害者生徒を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・ 解決にあっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・ 必要に応じ、関係機関、専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあっては、教育委員会と連携し対応する。

(1) いじめに対する対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に報告する。また、緊急のいじめ対策委員会を開催し、敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。



(2) 重大事態が発生した場合

法第28条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに教育委員会へ連絡・報告し、指示を仰ぐ。市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。

【重大事態の定義】第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

VI ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

- ・携帯電話やスマートフォン等を子供が使用することで、弊害や危険性が指摘されており、さらに学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難であり、生徒がトラブルに巻き込まれないようにするためには、携帯電話やスマートフォン等を持たせるべきではないと考える。
- ・保護者の責任において、多くの生徒が携帯電話やスマートフォン等を所持している現状があり、子供や保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話等機器の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあって不可欠であり、喫緊の課題としてとらえる。

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の掲示板に書き込んだり、メールや画像等を送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

- ①メールによるいじめ
- ②LINE、X（旧ツイッター）等、SNSを利用したインターネット上でのいじめ
- ③学校裏サイトによるいじめ
など

(2) 保護者に対して以下の内容を啓発

- ①多くのリスクを考えた場合、携帯電話等を持たせる必要があるのか、保護者として子供を指導し、トラブルに対して責任が持てるのかを十分に検討すべきである。
- ②子供たちのパソコンや携帯電話を管理するのは、保護者である。
- ③危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で子供たちを危険から守るための指導ルール作りが大切である。
- ④インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬ間に利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

(3) インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

- ①発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単には回収できないこと。
- ②匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- ③違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や障害などの他の犯罪につながる可能性があること。

VII いじめ防止のための年間指導計画

月	職員会議等	いじめ防止 推進委員会	具体的な取組	
			未然防止	早期発見
4	年度当初職員会議 (いじめ防止組織の立ち上げ) 職員会議 (いじめ防止に係る指針確認) 学年保護者会 (いじめ防止啓発)	いじめ防止推進委員会 (適宜) 生徒指導部会 教育相談部会 (毎週開催)	年度当初生徒指導 (学級での生徒出迎え観察) 学級開き (人間関係づくりのスキル) 学校の方針説明	
5	学校公開 (いじめ防止方針の説明)	心のアンケートの集計・分析	いじめに関する集中指導 人権週間 人権朝会 人権作文	心のアンケート
6	生徒指導訪問 青少年健全育成推進会	二者相談の集約・振り返り	非行防止教室 人権メッセージ	Face to Face Week (二者相談)
7	学年保護者会 (いじめ防止啓発) 職員会議 (二者相談まとめ)		情報モラル教室 いじめ防止強化期間 クラス人権宣言の作成 人権標語	三者相談
8	職員研修 (いじめ防止研修) 校外パトロール		配慮を要する生徒への 個別相談	
9	青少年健全育成推進会 職員会議 (三者相談まとめ)		学期始め生徒指導	
10	学校公開 (情報モラル教室)		情報モラル教室	
11	生徒指導訪問	アンケートの集計・分析		学校生活アンケート 三者相談(3年)
12	学年保護者会 (いじめ防止啓発) 青少年健全育成推進会 校外パトロール		いじめ防止強化期間	学校評価アンケート
1	学校公開 (命を大切にする授業)	二者相談の集約・振り返り アンケートの集計・分析		Face to Face Week (二者相談) 心のアンケート
2	職員会議 (二者相談まとめ)			
3	学年保護者会 (いじめ防止啓発) 生徒指導訪問		いじめ防止強化期間 生徒指導上の情報交換 進級時の情報の引継ぎ いじめ事例の蓄積	

別紙1

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多いため、複数の教職員が複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	☐ 理由のはっきりしない遅刻・欠席が増える ☐ 他の生徒より早く登校する ☐ 体調不良を訴える ☐ 担任が入室後、遅れて入室してくる ☐ 担任の挨拶や出席確認の時の返事が極端に小さい ☐ 沈んだ表情や緊張した様子をしている
授業中	☐ 一人遅れて教室に入ってくる ☐ 忘れ物が多くなる ☐ 係決めなど、その生徒の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする ☐ ほめられたり・発言・発表をすると、嘲笑やからかい等が起こる ☐ 正しい意見なのに冷やかされる ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる ☐ その生徒への配布を嫌がる雰囲気がある ☐ 不自然に机や椅子が離されたり、わざと離している ☐ 不調を訴え、保健室に行くことが増える
休み時間等	☐ 持ち物にいたずらされる ☐ 用のない場所に居ることが多い ☐ 特に用事がないのによく職員室に来る ☐ 相談室や保健室に来る回数が増える ☐ 移動教室のとき、一人でいたり、荷物を持たされたりする ☐ 格闘技ごっこなどでやられている ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 給食を食べない、食欲がない ☐ 配膳を嫌がられている ☐ 一人で掃除をしている ☐ 机や椅子が運ばれずに、放置されている ☐ 衣服が汚れたり、ぬれたりしている
放課後等	☐ 部活動に参加しないことが多く、表情も暗い ☐ ペアの練習で、いつも取り残される ☐ 辞めたいなどの訴えがある ☐ 孤立している ☐ 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている ☐ いつも教師に相談したそうに寄ってくる ☐ 靴や持ち物にいたずらされる ☐ 一人で帰る

別紙2

1 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気づいたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションをとり、状況を把握する。

	サ イ ン
	☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教職員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる

2 教室でのサイン

教室内でいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に教室や廊下の生徒に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

	サ イ ン
	☐ いやなあだ名が聞こえる ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具の貸し借りが多い ☐ 黒板や壁等にいたずら、落書きがある ☐ 教室内が汚く、乱雑になっている

3 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインが発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

	サ イ ン
	☐ 学校や友人のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするようになる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲やすり傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 学習時間が減る ☐ 成績が急激に下がる ☐ 持ち物が無くなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな金額の金銭を欲しがる

〔資料1〕

いじめチェックシート

<u>1 起床から登校前</u> ◇布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである ◇けだるそうな、疲れた表情である ◇いつもと違って朝食を食べようとしない ◇ぼんやりしたり、ふさぎ込んでいたりする ◇学校に行くのを渋ったり、登校班の集合場所に行きたがらない
<u>2 登校中</u> ◇友達のを荷物を持たされる ◇一人で登校するようになる ◇遠回りして登校している ◇途中で家に戻ってくる
<u>3 帰宅時</u> ◇理由のはっきりしない服の汚れ、破れがある ◇あざや擦り傷があってもその理由を言わない ◇自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない ◇いつもより帰宅が遅い ◇自転車や持ち物が壊されている ◇学校の話をしなくなる ◇プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある
<u>4 夕食時から就寝まで</u> ◇食欲がない ◇友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなる ◇お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる ◇部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく ◇買った覚えのない品物を持っている ◇メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない ◇部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる ◇家族の者と話をしなくなる ◇いじめの話をするとき強く否定する ◇弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になる ◇疲れた様子であったり、なかなか寝付けなかったりする ◇普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする